

退職後継続制度について

グループ保険制度は退職後(自己都合退職を含む)も団体扱いのまま継続可能です。

■在職中との変更点

	在職中	退職後
①掛金払込方法	給与控除	口座振替*
②資料送付先	所属所	ご自宅
③申込内容変更	新規加入・増額 減額・脱退いずれも可能	現在加入内容の減額・脱退のみ可能

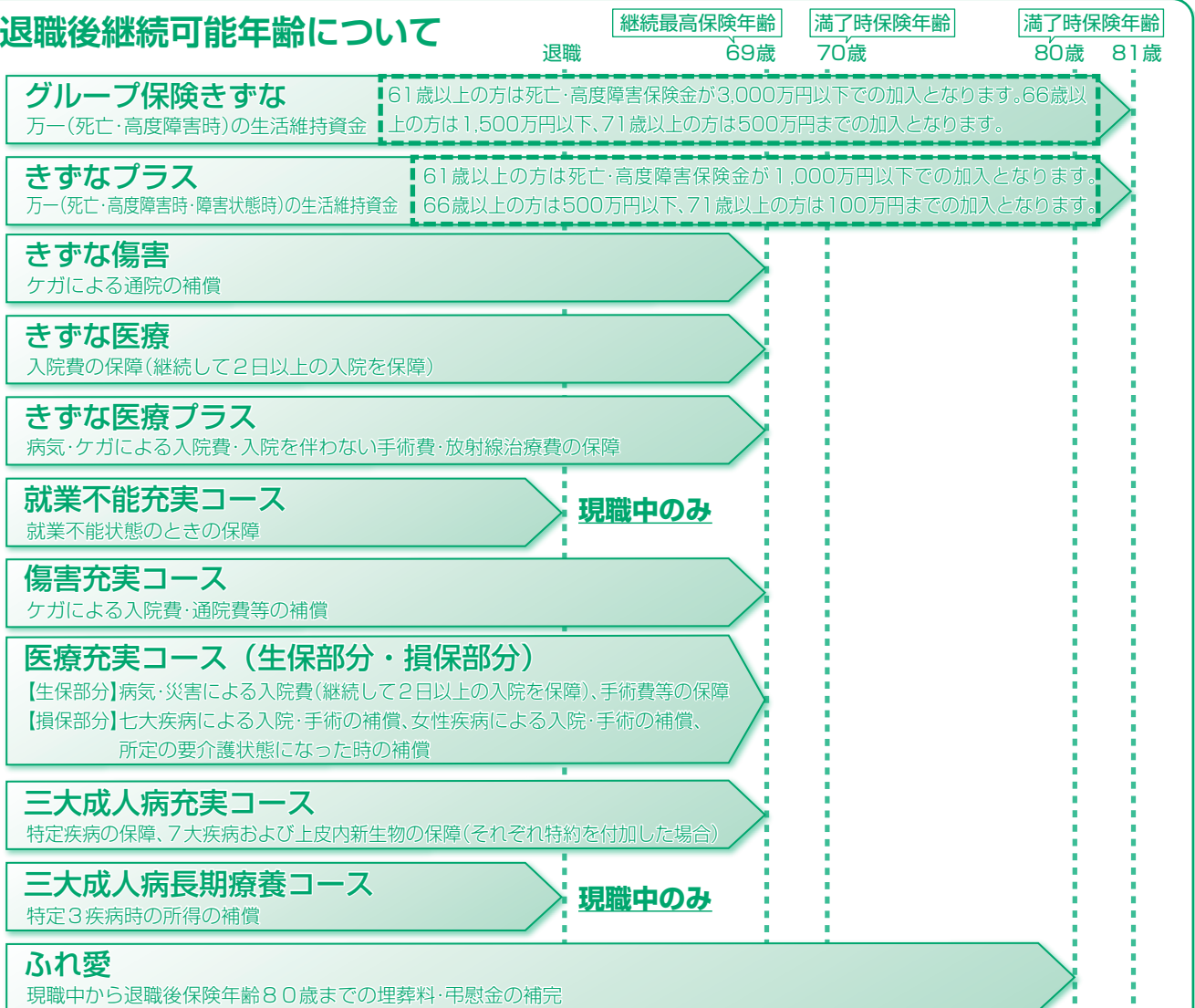
*制度運営費として加入者(口座振替者)1人あたり月314円が上乗せされます。日程は3月末退職者に係る標準スケジュールです。令和7年3月以外の退職に係るスケジュール等については、(有)京都共済サービスにご連絡ください。

■退職にあたってのスケジュール

令和7年 2月上旬	退職にあたる手続きの資料配付およびご説明 ※所属所の状況によっては説明にお伺いできない場合があります。
3月上旬	退職後継続加入等申出書提出締切
4月	口座振替開始(毎月22日※土日祝日の場合は翌営業日)

以後、毎年6月頃ご自宅宛に申込書・パンフレットを送付いたします。

■退職後継続可能年齢について



*グループ保険きずな、きずなプラス、きずな医療、きずな医療プラス、きずな傷害、傷害充実コース、医療充実コース(生保部分・損保部分)、三大成人病充実コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

*ふれ愛の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

*詳しくはグループ保険制度のパンフレットをご覧ください。

*退職後プラン、退職後終身医療保険について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

*退職後プラン、退職後終身医療保険に加入の際は、専用のパンフレットをご覧ください。

退職後継続制度終了後、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険の取り扱う個人保険「退職後プラン」に加入(移行)することができます。健康告知なし・無診査で加入が可能です。なお、別途お手続きが必要になります。「きずな医療」「きずな医療プラス」「医療充実コース(生保部分)」から退職後に「退職後終身医療保険」へ移行(加入)ができます。「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署までお問い合わせください。